

浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少など業況悪化を来している中小企業者等の資金繰りを支援するため、「静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」制度により借り入れた資金に係る償還利子について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「県貸付」とは、静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱（平成14年3月20日付け商金第500号商工労働部長通知）第3の経営安定資金の別表に規定する静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象は、以下の要件のすべてに該当する中小企業者等（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 令和2年3月18日から令和6年3月31日までの間に県貸付の制度にのっとり貸付けを受けたもの（県貸付の融資対象者）。
- (2) 市内に主たる店舗・工場・事業所を1年以上有し、かつ、1年以上継続して当該店舗・工場・事業所において事業を営んでいるもの。
- (3) 市税を完納していること、又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けていること。
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。
- (5) 県貸付の制度にのっとり県内の他市町でこの要綱と同様の制度により補助金の交付を受けていないこと。

2 第3条の規定にかかわらず、次の者は交付の対象とすることができない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(補助額及び補助対象期間)

第4条 補助額は、県貸付の制度にのっとり貸付けを受けた資金について、補助対象者が償還した利子額とし、補助金を受けようとする者の申請に基づき交付する。ただし、返済遅延により加算された延滞利子は補助対象外とする。

2 前項に限定する償還利子補助は、県貸付の制度にのっとり貸付けを受けた日から3年間が経過する日、又は令和8年3月31日までのいずれか早い日までとし、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間（ただし、初年度のみ令和2年3月18日から令和3年3月31日までの期間とする）ごとにその期間内に償還した利子額とする。ただし、繰上返済等により発生した戻し利息は、補助額から差し引くものとする。

(補助金交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各項に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金交付申請書及び実績報告書（第1号様式。電磁的記録を含む。以下「補助金交付申請書及び実績報告書」という。）
- (2) 金融機関が発行した、補助対象者の補助対象融資に係る返済一覧表の写し
- (3) 補助対象者の補助金交付対象期間の返済実績がわかる通帳等の写し
- (4) 浜松市に事業実態があることが確認できる書類
- (5) 県貸付の制度にのっとり貸付けを受けたことが確認できる書類又は同意書（第3号様式）
- (6) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知

書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書

(7) その他市長が必要と認めるもの

2 補助金の交付を受けようとする者は、別表に定める期間に前年度に償還した利子額について補助金の交付申請を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請についてその内容を審査し、適当と認めたときは、その交付を決定するとともに、交付額を確定し、決定及び確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により決定した補助金の交付は、補助金交付申請書及び実績報告書（第1号様式。電磁的記録を含む。）に記載された口座に振り込むことにより行うものとする。

(補助金の交付取消及び返還)

第7条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により償還利子補助金を受けたとき。

(2) その他市長が不適正と認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月29日から施行し、令和5年度の補助金に適用する。

(別表)

申請年度	申請期間
令和3年度	令和3年6月～令和3年11月
令和4年度	令和4年6月～令和4年10月
令和5年度	令和5年6月～令和5年10月
令和6年度	令和6年6月～令和6年10月
令和7年度	令和7年6月～令和7年10月
令和8年度	令和8年6月～令和8年10月

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者種別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主
法人番号(法人のみ)	
所在地 住所	〒
法人名または氏名 (自署または記名押印)	
代表者役職・氏名 (法人のみ)	
設立年月日または 生年月日	年 月 日
申請 担当者名	
電話番号	- -
E-mail	@

浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金交付申請書及び実績報告書

浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金の交付を受けたいので、浜松市補助金交付規則第4条の規定により申請します。

記

1 交付申請額及び実績額 金 円

2 補助対象事業

(1) 補助対象事業名 浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金

(2) 実績額の内訳

融資金額	円	当初貸付日	令和 年 月 日
保証制度	<input type="checkbox"/> 経営安定関連保証 (4号) <input type="checkbox"/> 危機関連保証	<input type="checkbox"/> 経営安定関連保証 (5号) <input type="checkbox"/> 普通保証	
支払年月日	支払利子額	備考	
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
支払利子額合計	円		

(注意)

※1 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに償還した利子額を記入してください。

※2 支払利子額に延滞利子は含めないでください。

※3 複数の県貸付を受けている場合は、県貸付ごとに申請してください。

(裏面)

交付条件

私は、「浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金」(以下「補助金」という。)の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。補助金支給の決定後、申請要件に事実や不平等が発覚した場合は、補助金を返還します。

※該当者のみの項目以外は、チェックが必須となります。

記

<input type="checkbox"/>	・県内他市町で、この要綱と同様の制度により補助金の交付を受けていません。
<input type="checkbox"/>	・返済遅延により加算された延滞利子については申請していません。
<input type="checkbox"/>	【該当者のみ】 ・繰上返済等により発生した戻し利息については支払利子額から差し引いています。
<input type="checkbox"/>	・申請書その他の提出書類の内容に虚偽がなく、偽りその他不正な手段による申請ではありません。また、万一虚偽があった場合その他支給決定の取消事由に該当したときは、浜松市に対して補助金を返還いたします。
<input type="checkbox"/>	・本申請に関し、浜松市から検査・報告等の求めがあった場合は、これに応じます。
<input type="checkbox"/>	・補助金の支払いについては、口座振替により受領することを希望します。
<input type="checkbox"/>	・申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
<input type="checkbox"/>	・市において、申請事業者の市税の納付、納入状況などについて確認することに同意します。

添付書類

<input type="checkbox"/>	・貸付実行時の返済計画表の写し(金融機関が発行したもの)
<input type="checkbox"/>	・実際に返済した利子額が確認できる書類
<input type="checkbox"/>	・浜松市に事業実態があることが確認できる書類
<input type="checkbox"/>	・県制度ののっとり貸付けを受けたことが確認できるの写し(信用保証書等)又は同意書
<input type="checkbox"/>	・令和5年度の特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書
<input type="checkbox"/>	・【浜松市税の納入義務が生じていない場合】他市の納税証明書または完納証明書
<input type="checkbox"/>	・補助金振込先の通帳の写し(表紙及び表紙裏面)

※添付書類の詳細については、「提出書類チェック表」及び「FAQ」をご確認ください。

支払金口座振替依頼書

浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金に係る支払は、次の口座に振り込んでください。				
振込先金融機関名				
銀行		本店 ・ 支店		
金庫・組合		営業部 ・ 出張所		
農協・漁協		本所 ・ 支所		
金融機関コード	支店コード	種目	口座番号(左詰めで記入)	※種目については、 1:普通、2:当座、7:別段 のいずれかの数字を記入
口座名義人カナ 30文字まで				

※振込先の口座は申請者ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)

※個人事業主の方で、口座名義人に屋号まで登録されている方は屋号も含め記入してください。

浜松市指令産振第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長

浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金の交付について（決定及び確定）

令和 年 月 日付けで申請を受理した浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金の交付について、次のとおり条件を付して決定し、確定します。

記

1 交付額 金 円

2 交付の条件

- ・ 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。
- ・ 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- ・ 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- ・ 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第3号様式（第5条関係）

同意書

年 月 日

（あて先） 浜松市長

申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

Ⓜ

年 月 日 生

下記の補助金の本年度交付申請に伴い、浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金交付要綱第5条5項の規定により、申請者が「静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス枠）」制度により貸付を受けていることを市が確認することに同意します。

記

補助金名称 浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金